

令和8年度県立学校外国語指導助手派遣事業に係る 業務委託企画提案応募要領

この要領は令和8年度県立学校外国語指導助手派遣事業業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

なお、本公募は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。このため、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがある。

1 業務概要

- (1) 事業名： 県立学校外国語指導助手派遣事業に係る業務委託
- (2) 業務期間： 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 内容： 事業目的等の詳細は令和8年度県立学校外国語指導助手派遣事業 業務委託仕様書を参照

2 主催及び連絡先

- (1) 主催： 沖縄県教育庁県立学校教育課
- (2) 連絡先： 沖縄県教育庁県立学校教育課 担当： 普通教育班 ルンシー裕子
〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号
TEL：098-866-2715 FAX：098-866-2718
E-mail：runshiiy@pref.okinawa.lg.jp
※連絡の際の件名は、「県立学校外国語指導助手派遣事業 企画提案」とすること。

3 応募資格

- (1) 過去2年間に、類似事業の実施、または外国語指導助手派遣に関する活動実績を有すること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の1者以上がこの条件をみたすこと。
- (3) *1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (4) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をも

って暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※（６）については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

（７）コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと

（８）県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。

※複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の１者以上がこの条件をみたすこと。

4 契約保証金

（１）契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

5 応募の手続き

（１）企画提案応募要領等の配布：沖縄県教育委員会ホームページ

① 掲載期間：令和8年3月2日（月）～令和8年3月17日（火）

② 掲載場所：沖縄県ホームページおよび沖縄県教育委員会ホームページ

6 企画提案書の内容について

（１）積算内容について

「令和8年度県立学校外国語指導助手派遣事業 業務委託仕様書」5～7参照。

（２）外国語指導助手の採用体制

外国語指導助手の採用基準、採用方法、選考手続、登録数等について

（３）外国語指導助手の研修

事前・派遣中の研修内容や期間等、研修用教材の内容、授業観察に関するもの

（４）外国語指導助手の管理体制及び危機管理体制

勤務状況の把握、勤務評価、指導方法、労務管理体制、連絡相談体制、学校等からの要望・苦情等の対応に関するもの

（５）外国語指導に係る工夫・教育的効果

外国語指導に係る工夫や企業努力、期待できる教育的効果

（６）価格設定の妥当性

（７）高等学校への外国語指導助手派遣の実績

7 積算見積及び経費限度額

（１）各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、県立学校外国語指導助手派遣事業59,400,000円以内（消費税込み）の範囲内で見積もること。また積算の費目については、概ね以下の内容で提出すること。

①直接人件費

ア 事務局経費

イ 外国語指導助手 16名（7時間×5日×8ヶ月）

*派遣期間：令和8年8月3日～令和9年3月31日

ウ 保険費（外国語指導助手の加入が必要な保険等に係る経費）

②事業費

ア 外国語指導助手の確保に要する経費

イ 外国語指導助手の配置に要する経費

ウ 外国語指導助手に対する、研修、指導、健康診断、業務評価、派遣業務就業先巡回にかかる費用

エ その他、本件業務において必要となる一切の費用（通信運搬費、消耗品費等を想定）

③一般管理費（事業の管理に要する諸経費 直接人件費と事業費の10%以内）

④消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

8 企画提案書等の体裁について

原則としてA4版横置き、左上1箇所綴りとする。ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。

9 質問の受付及び回答について

(1) 受付期限：令和8年3月10日（火）午後4時まで

(2) 質問方法：質問票（様式任意）に必要事項を記入のうえ、上記アドレス充て電子メールで送信すること。

(3) 回答：令和8年3月12日（木）午後4時までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問と回答の内容は、教育委員会ホームページにて公開する。

10 企画提案応募申請書の提出期間

令和8年3月13日（金）～令和8年3月17日（火）17時まで

※12（1）で定める【様式1】により、2（2）に定める連絡先あて、持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合は提出期限必着で送付すること。

11 企画提案書提出期限

(1) 提出期限：令和8年3月17日（火）17時まで

(2) 提出場所：沖縄県教育庁県立学校教育課

※2（2）に定める連絡先あて持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。

(3) 提出書類：12に定める書類のうち、(2)【様式2】～(6)【様式6】

(4) 提出部数：10部

12 提出書類等

(1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

(2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】任意様式

(3) 団体等概要表（組織図、業務内容、資格等）・・・・【様式3】任意様式

(4) 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

(5) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

(6) 見積明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】任意様式

※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。

13 企画提案プロポーザル

日時：令和8年3月24日（火）10時～（予定）

場所：教育庁 2階会議室

14 選定方法

- (1) 企画提案書及び関係書類を提出後、上記 13 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施し、当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会にて審査を行い、優先交渉権者を決定し、その結果を応募者へ通知する。
ただし、応募者の中に適格者がいないときは優先交渉権者を選定しない場合がある。また、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。
- (2) 応募者が 5 者以上ある場合は、県立学校教育課にて第 1 次審査（書類審査）を行い上位 3 者以内に選定し、上記 13 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。

15 その他

- (1) 提出書類等の作成及び上記 13 のプロポーザル等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画書において提案すること。
- (4) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (6) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

- *1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。